

施工状況等の報告について（鉄骨工事）

I. 鉄骨工事施工状況報告書

平成2年から3年にかけて社会問題化したいわゆる「欠陥鋼材問題」や「不良鉄骨工事問題」に対処するため、建設省は、建築技術審査委員会内に「鉄骨造建築物品質適正化問題専門委員会」を設け、これらの諸問題の根本的な解決を目指して取り組んできた。この取組みの成果として建築用鋼材規格（SN鋼材）の制定と告示改正、鉄骨工事の各段階における自工程責任の確立を保証するための技術者・技能者資格の整備など広範囲にわたる対応策があげられる。

この対策の一環である建築確認行政の対応策として、建設省は、工事監理者の検査等の実施状況の把握を強化することを目的として、施工状況報告書等の提出を求めるよう全国の特定行政庁に対して通知した（平4住指発第349号）。また、平成7年1月の阪神・淡路大震災においては、鉄骨溶接部の不良施工による倒壊等の被害がみられ、これらの取組みの重要性と緊急性が強く認識されている。平成8年2月に改正された「JASS 6」は、大震災の被害等を考慮して、ノンスカラップ・改良スカラップの仕様及び強度・靱性に影響する溶接時のパス間温度や入熱量の制限等を提起するとともに、良好な品質を確保するため、改めて工事関係者各々の「自工程責任の確立」の重要性を説いている。

この「鉄骨工事施工状況報告書」は、上記通達に掲示された施工状況報告書の参考様式をもとに、すでに同様の趣旨で実施している行政庁の報告諸様式と比較検討しながら、全国的な統一を図ったものである。

この報告書を通じて、設計図書に示された要求性能が実際の建築工事において確実に実現されていることを建築主事又は民間確認検査機関が確認するとともに、建築主をはじめ工事監理者、工事施工者等がこの報告書作成の機会を活用して、各々の役割分担と責任の所在を明確にし、より一層、建築物の品質の適正化につとめることを期待している。

1. 報告の対象となる建築物

原則として、鉄骨造（以下S造と略す。）又は鉄骨鉄筋コンクリート構造（以下SRC造と略す。）で3以上の階数を有し、又は延べ面積が500㎡を超える建築物とする。

2. 報告書の提出

- ① 報告者
工事監理者が当該建築工事の工事監理状況を報告するものとする。
- ② 提出時期
・ 原則として、鉄骨工事の完了時とする。
- ③ 提出先
建築主事又は、民間確認検査機関に提出する。

3. 報告書の作成

該当する建築物が複数棟ある場合は棟ごとに、鉄骨加工工場が複数ある場合は各工場ごとに作成する。